

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県庁県民駐車場
所在地	前橋市大手町1-1-1
所管部局・課	総務部 管財課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例、群馬県庁県民駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

2 施設の役割

(1) 設置目的

群馬県庁、群馬県議会、群馬県警察本部、昭和庁舎、群馬会館及びぐんま男女共同参画センターを訪れる県民の利便性を図る。

(2) 設置当初の状況

群馬県庁、群馬県議会、群馬県警察本部の建て替えを契機に訪れる県民の利便性を図り、各庁舎のアクセスの容易性を考慮して設置した。

(3) 施設を取り巻く現状

近年、県庁等における来庁者が減少傾向となっている。

3 施設の概要

設置年月日	平成13年12月20日(平成14年2月8日使用開始)
敷地面積(所有者)	5,677.87平方メートル
主な施設(床面積、階数等)	県民駐車場棟(延床面積12,446,30平方メートル、鉄筋コンクリート造、地下2階、地上2階建)
建設費	5,824,182千円

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	
利用料金	入庫から2時間まで無料、以降30分ごとに100円	午前8時00分～午後10時30分(入庫は午後9時30分まで)・年中無休(設備点検日は休止)

4 施設における実施事業

--

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	18,847	18,569	19,362	18,963	21,199
使用料	18,847	18,569	19,362	18,963	21,199
歳 出 (2)	186,639	202,089	186,349	192,422	194,396
光熱水費(庁舎全体按分)	10,800	10,737	12,368	14,171	13,508
委託費(整理誘導・器機操作)	77,838	77,838	76,680	76,680	74,550
委託費(システム保守点検)	82,080	98,280	82,080	86,400	91,350
委託費(設備保全業務・庁舎全体按分)	11,764	11,235	11,232	11,168	11,096
委託費(清掃・庁舎全体按分)	4,157	4,000	3,989	4,003	3,892
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 167,792	▲ 183,520	▲ 166,987	▲ 173,459	▲ 173,197

歳入・歳出の主な増減理由	イベント開催時等の来庁者(駐車場利用者)の増減により歳入も増減した。機械式駐車場の定期部品交換の増により平成28年度は歳出が増加している。
--------------	---

6 職員の状況(各年度4月1日現在) (人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	0	0	0	0	0
臨時・非常勤職員	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

7 施設利用の状況

区分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(台)	130,303	404,132	420,219	417,512	423,858
利用者の主な増減理由	イベント開催時等の来庁者の増減により、駐車場利用者も増減している。				

※ 見込み数又は途中実績を記入(H29.7末現在実績)

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 県民駐車場は、県庁敷地内に整備された機械式駐車場であり、群馬県庁、群馬県議会、群馬県警察本部、昭和庁舎及び群馬会館を訪れる県民の利便を図るために設置されている。県庁敷地内に、庁舎の規模、利用実態に応じた駐車場があることは必要であり、来庁者の利便性に効果がある。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> 県庁付帯駐車場という性質から、指定管理者が収入を増加させる手段が無い。清掃などは県庁舎等と一括で業務委託を締結し、スケールメリットにより経費を削減している。県民駐車場を分離して管理することでスケールメリットが無くなり、経費の増加が見込まれる。また、管理運営費は設備の維持管理・交通誘導であり、指定管理制度を導入しても経費の削減は見込めない。以上のことから、県民駐車場に指定管理者制度を導入するメリットは無い。 </p> <p> なお、県庁舎等の利用(議会・会議・イベント等)と駐車場の利用は表裏一体であり、イベント開催時等の県民駐車場渋滞対策として、県民駐車場以外の県庁北駐車場・大手町北駐車場を利用するなど、庁舎・駐車場を一体的・総合的に直営で管理運営することが不可欠である。 </p>
業務等の見直し	<p> <input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> 機械式駐車システムの各レーンの開閉時間を工夫し、機械操作オペレーター等の駐車場係員の配置を見直した。今後も効率的な管理運営方法を検討していく。 </p>